

平成26年11月22日の長野県北部の地震に伴う 長野県の大雨警報・注意報基準の暫定的な運用の見直しについて

平成26年11月22日に発生した長野県北部の地震により長野市、小谷村、小川村では震度6弱を、白馬村、信濃町では震度5強を観測しました。

これらの地域では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、長野地方気象台は、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、長野県と長野地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害警戒情報の暫定基準を平成27年5月28日をもって見直すことに伴い、下記のとおり一部市町村の大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）を見直すこととしましたのでお知らせします。

記

1. 暫定基準見直し日時：平成27年5月28日（木） 13時

2. 暫定基準見直し内容

【見直し前】

通常の6割による運用：長野市、小谷村、小川村

【見直し後】

通常の7割による運用：長野市、小谷村、小川村

（白馬村、信濃町は、引き続き通常基準の8割による運用）

3. その他

今後、引き続き地震後の降雨と土砂災害発生の関係性を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

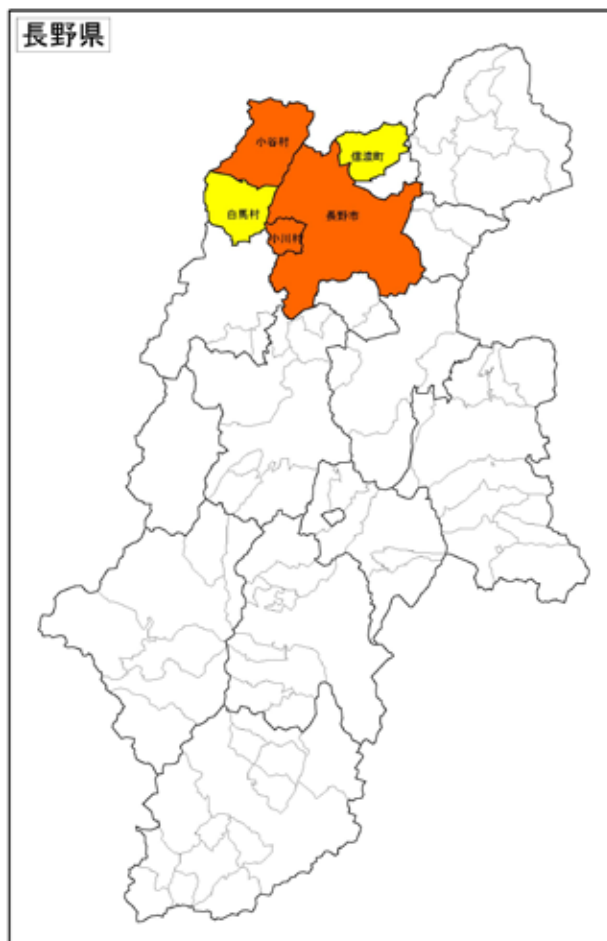
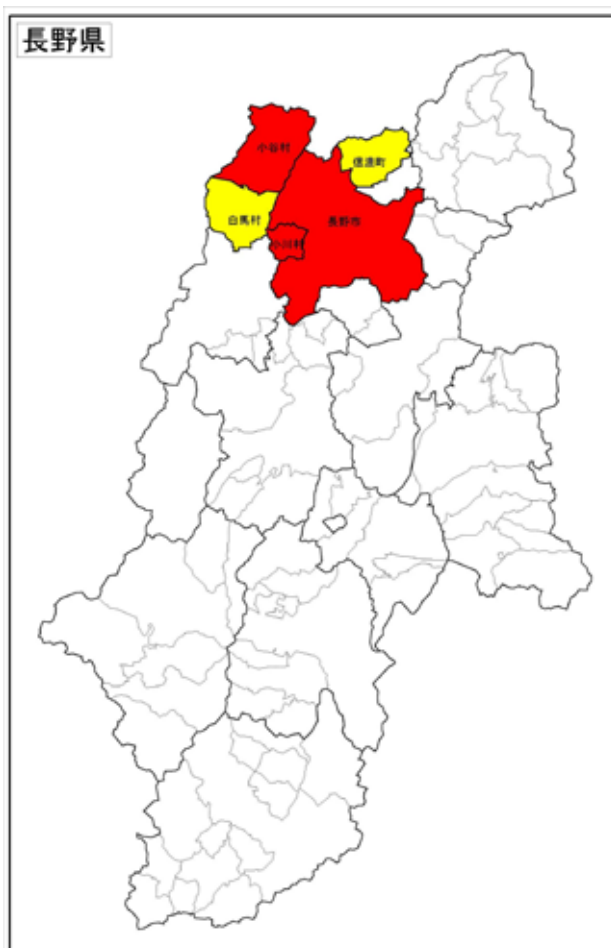
本件に関する問い合わせ先

長野地方気象台（電話 026-232-3773）

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値を暫定的に運用する市町村

【見直し前】

【見直し後】



- 通常基準の6割で運用している市町村
- 通常基準の8割で運用している市町村

- 通常基準の6割から7割に見直す市町村
- 通常基準の8割を継続する市町村